

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	高嶋 良充	(民主)	行田 邦子	(民主)	二之湯 智	(自民)
理事	加藤 敏幸	(民主)	榛葉 賀津也	(民主)	溝手 顕正	(自民)
理事	那谷屋 正義	(民主)	武内 則男	(民主)	吉村 剛太郎	(自民)
理事	内藤 正光	(民主)	外山 斎	(民主)	魚住 裕一郎	(公明)
理事	河合 常則	(自民)	吉川 沙織	(民主)	弘友 和夫	(公明)
理事	末松 信介	(自民)	泉 信也	(自民)	山下 芳生	(共産)
	石井 一	(民主)	磯崎 陽輔	(自民)	又市 征治	(社民)
	梅村 聰	(民主)	岸 信夫	(自民)		
	加賀谷 健	(民主)	世耕 弘成	(自民)		

(19. 10. 18 現在)

（1）審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（総務委員長）の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類22件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

公務員制度 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成19年8月8日の人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものである。委員会においては、人事院勧告制度の意義並びに勧告尊重堅持に対する大臣の決意、指定職職員の給与改定を見送る理由、公務の労使関係の見直しに対する政府の姿勢、地方公務員の給与決定における民間準拠重視の妥当性、地域手当支給の根拠とそのアンバランスのは正、公務の民主的・能率的運営に資する人事評価制度の確立等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、本法律案に対し、5項目から成る附帯決議が付された。

地方行財政 行政書士法の一部を改正する法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士の業務に関する規定及び欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長代理今井宏君から趣旨説明を聴取した後、法改正の趣旨と改正に伴う国民の利便性向上、行政書士の信頼確保策、電子政府の進展に向けた行政書士の役割、行政書士の司法制度参入への課題等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

情報通信 放送法等の一部を改正する法律案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、経営委員会の監督権限の明確化等によるガバナンス強化等の措置を講ずるほか、複数の地上系一般放送事業者を子会社とする認定放送持株会社の制度を導入するとともに、無線局の開設に関するあっせん・仲裁手続の創設等、電波の有効活用を促進するための制度を設けようとするものであり、衆議院においては、協会の経営委員会の権限に関する事項、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定及び協会の放送番組の編集の自由への配慮、認定放送持株会社における保有基準割合の修正、再発防止計画に関する改正規定の削除等の修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、衆議院における修正の意義とその評価、協会の執行部と経営委員会及び監査委員会についてのそれぞれの機能と役割、国際放送の実施要請を行うに際しての放送番組編集の自由の確保、情報の多様性・地域性に配慮した認定放送持株会社制度の運用、放送倫理・番組向上機構における自律的な取組への期待、放送行政機関の在り方等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。なお、本法律案に対し、7項目から成る附帯決議が付された。

郵政事業等 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものである。委員会においては、郵便局ネットワーク堅持の重要性、民営化の問題点と株式処分の停止の必要性、郵便貯金銀行向けの金融検査マニュアル策定の必要性、本法律案が前提とする郵政民営化の見直しの内容、日本郵政グループの非常勤職員の待遇改善と雇用の確保等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

[国政調査等]

10月18日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

10月23日、地方の財政力格差是正に関する件、地方交付税の在り方に関する件、ふるさと納税に関する件、首長の多選制限に関する件、地域における公立病院の役割に関する件、人事院勧告の取扱いに関する件、政治資金規正改革の体制整備に関する件、地上デジタル放送への全面移行に向けた取組に関する件、NHK受信料制度の在り方に関する件等について質疑を行った。

11月1日、日本郵政公社平成17年度及び平成18年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について増田総務大臣及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君から説明を聴いた後、質疑を行った。

11月22日、国民の利便向上を図るために郵政事業の推進に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月18日（木）（第1回）

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

○平成19年10月23日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 地方の財政力格差是正に関する件、地方交付税の在り方に関する件、ふるさと納税に関する件、首長の多選制限に関する件、地域における公立病院の役割に関する件、人事院勧告の取扱いに関する件、政治資金規正改革の体制整備に関する件、地上デジタル放送への全面移行に向けた取組に関する件、NHK受信料制度の在り方に関する件等について増田総務大臣、森山財務副大臣、谷口総務副大臣、西川厚生労働副大臣、二之湯総務大臣政務官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、那谷屋正義君（民主）、加賀谷健君（民主）、田中康夫君（民主）、世耕弘成君（自民）、末松信介君（自民）、河合常則君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年11月1日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 日本郵政公社平成17年度及び平成18年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について増田総務大臣及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君から説明を聴いた後、同大臣、小泉財務大臣政務官、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君、株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役会長古川治次君、株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役会長進藤丈介君、郵便局株式会社代表取締役会長川茂夫君、郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄君及び日本郵政株式会社郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会委員長・郵便事業株式会社社外取締役松原聰君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕内藤正光君（民主）、長谷川憲正君（民主）、外山斎君（民主）、磯崎陽輔君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年11月20日（火）（第4回）

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について増田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月22日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）について増田総務大臣、山本内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 加藤敏幸君（民主）、那谷屋正義君（民主）、武内則男君（民主）、又市征治君（社民）、磯崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）

（閣法第7号）賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議を行った。

○平成19年12月4日（火）（第6回）

- 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）について発議者参議院議員自見庄三郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年12月6日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）について発議者参議院議員那谷屋正義君、同長谷川憲正君、同大久保勉君、同近藤正道君、増田総務大臣、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君及び同株式会社専務執行役佐々木英治君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 梅村聰君（民主）、末松信介君（自民）、河合常則君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年12月11日（火）（第8回）

- 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）について討論の後、可決した。

（参第7号）賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明

○平成19年12月12日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）（衆議院送付）について増田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員馳浩君から説明を聴いた後、同山口俊一君、同谷口和史君、同原口一博君、同小

川淳也君、増田総務大臣、二之湯総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会会长橋本元一君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事玉川寿夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 加藤敏幸君（民主）、岸信夫君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成19年12月13日（木）（第10回）

○放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）（衆議院送付）について参考人社団法人日本民間放送連盟副会長・北海道文化放送株式会社代表取締役社長上澤孝二君、放送倫理・番組向上機構放送倫理検証委員会委員長川端和治君及び上智大学文学部新聞学科教授音好宏君から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

〔質疑者〕 藤末健三君（民主）、末松信介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年12月20日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○参考人の出席を求めるなどを決定した。

○放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員原口一博君、同小川淳也君、同山口俊一君、同谷口和史君、増田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会会长橋本元一君及び同協会専務理事放送総局長原田豊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 内藤正光君（民主）、藤末健三君（民主）、礒崎陽輔君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（第166回国会閣法第94号）賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年12月25日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めるなどを決定した。

○行政書士法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長代理今井宏君から趣旨説明を聴き、同今井宏君、同原口一博君、同石田真敏君及び政府参考人に質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 那谷屋正義君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（衆第21号）賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成20年1月15日（火）（第13回）

○請願第622号外21件を審査した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成19年8月8日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、扶養手当及び勤勉手当の額の改定並びに専門スタッフ職俸給表及び専門スタッフ職調整手当の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額について、初任給を中心に若年層に限定して改定する。
- 二、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員の適切な待遇を図るため、これらの職員を対象とした専門スタッフ職俸給表を新設する。
- 三、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき6,500円とする。
- 四、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げる。ただし、平成19年度においては、12ヶ月期の勤勉手当を引き上げ、平成20年度以降においては、6ヶ月期及び12ヶ月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。
- 五、始業及び終業の時刻について、職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員として、専門スタッフ職俸給表の適用職員等を追加する。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。ただし、一及び三については、平成19年4月1日から、二及び四（平成19年度分を除く。）については、平成20年4月1日から施行する。

【附帯決議】

- 政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。
- 一、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。
 - 二、専門スタッフ職俸給表の導入がライン中心の人事管理を見直し、複線型人事管理を実現することに資するものとなるよう、専門スタッフ職職員に適用される制度の不断の見直しに努めること。また、採用試験の種類にとらわれない人事管理を行うなど、幹部職員の選抜及び育成に係る制度の抜本的な見直しに着手すること。
 - 三、官民給与比較の在り方の検討については、平成18年度に始まる給与構造改革の実施途中にあること、及び、人事院が公務員人事管理をつかさどる独立性の強い中立第三者機関・専門機関であることに、十分に留意すること。
 - 四、いわゆる常勤的非常勤職員について、勤務実態の調査に基づき、職務内容、勤務条件等を速やかに検討すること。
 - 五、公務員制度改革の一環として検討が進められている公務の労使関係の見直しに当たつ

ては、職員団体等の十分な意見聴取と理解の下、国民の理解が得られる結論を得ること。右決議する。

放送法等の一部を改正する法律案（第166回国会閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、2以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度を創設するとともに、無線局の開設に関するあっせん・仲裁手続の創設等、電波の有効活用を促進するための制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

1 日本放送協会関係

- イ 日本放送協会（以下、「協会」という。）のガバナンスを強化するため、経営委員会について監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員会の委員から構成する監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置する。
- ロ 協会が放送した放送番組（番組アーカイブ）をブロードバンド等を通じて有料で提供することを協会の業務に追加するとともに、利用者保護のため、その業務の実施基準について認可を要すること等を規定する。
- ハ 我が国の対外情報発信力を強化するため、協会の国際放送の業務を外国人向けと在外邦人向けに分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。また、外国人向けの映像国際放送について番組制作等を新法人に委託する制度を設ける。
- ニ 國際放送の命令放送制度について、「命ずる」との文言を「要請する」に改め、協会はこれに応じるよう努めるものとすること等を措置する。

2 一般放送事業者関係等

- イ 経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を経営の選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とする「認定放送持株会社制度」を導入する。
- ロ 相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務（いわゆるプラットフォーム業務）の影響力増大を踏まえ、受信者保護を図るため、その業務を行う者は業務開始の事前届出と業務運営の適正確保のための措置を講ずること等を規定する。
- ハ 地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向け放送（ワンセグ放送）について、一般的のテレビ向け番組とは異なる番組の放送（独立利用）を可能とする。
- ニ 委託放送事業を譲り受けた者は、総務大臣の認可により、委託放送事業者の地位を承継できることとする。
- ホ 地上放送による有料放送の料金設定等に関する総務大臣の認可制を届出制に改める。

二、電波法・電気通信事業法の一部改正

- 1 新しい無線通信サービス等の迅速かつ円滑な実現のため、電波利用の技術的な試験や需要調査のための無線局を開設することとする。
- 2 無線局を開設する場合等に既存無線局との間で行う混信等の防止に関する協議を促進するためのあっせん及び仲裁の制度を創設する。
- 3 柔軟な電波利用の実現のため、無線局の免許人等以外の者に一定の条件の下で無線局を運用させることができることとする。
- 4 電気通信事業の運営が適正かつ合理的でないため電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときに、電気通信事業者に対する業務改善命令ができるよう、その要件を見直すこととする。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、経営委員会の権限に関する事項、経営委員会の委員が個別の放送番組の編集を行うことの禁止、国際放送の要請放送制度における放送事項等の限定及び協会の放送番組の編集の自由への配慮、認定放送持株会社における保有基準割合の範囲の上限を「2分の1以下」から「3分の1未満」に改めること、再発防止計画に関する改正規定の削除等の修正がなされた。

【附帯決議】

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、協会の経営委員会は国民的な立場において、協会の公共性・中立性を確保するための機関であることにかんがみ、委員の人選については、協会の役割及び公共放送の在り方について十分理解し、協会の経営について中立的に判断できる者とすること。また、委員の人選の在り方についても広く研究を行うこと。
- 二、協会に対して新たに認められる番組アーカイブのブロードバンドによる提供については、民間事業者との公正な競争の下で行われるよう、その適切な競争環境の整備に努めること。また、番組アーカイブは受信料により制作されていることから、新しいサービスによる収益は、受信料に還元させるよう検討すること。
- 三、協会が行う外国人向けの国際放送については、多額の受信料を投じることが妥当であるか検討すること。また、我が国の対外情報発信力を強化するため、政府においては、現地における受信環境の整備に努めるとともに、国際放送の実施の要請に関し、国が負担すべき費用について必要な予算を確保すること。
- 四、総務大臣が国際放送の実施の要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、放送番組の編集の自由を最大限尊重すること。
- 五、認定放送持株会社制度の導入に伴うマスメディア集中排除原則の緩和については、同原則が放送の多様性・多元性の確保に大きな役割を果たしてきたことにかんがみ、同制度の運用に当たっては、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれることがないよう十分に配慮するとともに、地方の独自性が確保され、地方からの情報発信の強化に資するものとなるよう留意すること。また、複数の情報メディアを支配することにより、表

現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。

六、放送番組の適正性に関し、放送の不偏不党、真実及び自律の十分な確保に向けて、B P O（放送倫理・番組向上機構）の効果的な活動等が図られるよう、関係者の不斷の取組みに期待するとともに、政府は、関係者の意向も踏まえつつ、その自律的な取組みに資するよう環境整備に配慮すること。

七、放送・通信行政の公正性及び中立性を確保するため、その独立性も含め、引き続き放送・通信行政の在り方について検討すること。

右決議する。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士の業務に関する規定及び欠格事由、懲戒、罰則等に関する規定の整備等を行い、行政書士制度の基盤を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、業務に関する規定の整備

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において当該官公署に対してする行為について、非独占業務として、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止に関する弁護士法第72条に抵触しない範囲で代理することを業とすることができるとする。

二、欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備

- 1 都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとすること等、欠格事由に関する所要の規定の整備を行う。
- 2 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、2年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるものとする。
- 3 行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を100万円とするものとすること等、罰則に関する整備を行う。

三、この法律は、平成20年7月1日から施行する。

②参議院を通過し、衆議院において継続審査となった議案

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（参第7号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三、一の別に法律で定める日までの間、政府は、郵政民営化法第8章第3節（移行期間中の銀行法等の特例等）及び第9章第3節（移行期間中の保険業法等の特例等）の規定の運用に当たっては、一及び二により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。
- 四、一の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定める。
- 五、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

（4）委員会決議

—— 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議 ——

日本郵政公社平成17年度及び平成18年度決算においては、郵政三事業とも連続の黒字を確保し、中期経営目標の利益水準を達成したが、平成18年度の純利益は前年度に比べ減少するなど、依然として厳しい経営環境が続いている。こうした中にあって、去る10月1日、郵政事業が民営化された。政府は、国会における審議や本院の附帯決議の内容を十分に踏まえ、国民の利便の向上及び経済の活性化が図られるよう、次の事項に特段の配慮すべきである。

- 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークの重要性にかんがみ、郵便局の現行の設置水準を維持すること。また、簡易郵便局の一時閉鎖、集配局の再編等により、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すこと。
- 二、郵便業務については、IT化の進展や競争の激化等により収益の減少傾向が続いている

る中、健全な経営が確保され、経営体質の強化が図られるよう努めること。また、ユニバーサルサービスを堅持するとともに、サービスの一層の多様化を図ることにより、国民への利益実現につながるよう、適切な措置を講ずること。

三、銀行業務及び生命保険業務については、地域に信頼される金融機関として財務基盤の一層の強化を図り、職員の専門知識の向上に努め、利用者に対し引き続き十分な説明を行うとともに、過疎地域における金融業務を維持し、国民に身近な郵便局におけるサービスの低下につながらないよう、指導すること。

四、法令等遵守の徹底、内部管理態勢の充実が図られ、国民の信頼確保に引き続き努めるよう、適切な指導に努めること。

五、職員の労働条件及び処遇環境の向上に向け、職員の勤労意欲が低下することなく、良好な労使関係が維持されるよう、十分配慮すること。また、メルパルクなどの廃止又は譲渡に際しても、雇用に十分配慮すること。

六、郵政民営化については、国民生活に無用な混乱が生じることのないよう、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行い、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供に向け、必要があれば経営形態の在り方を含め、総合的な見直しを行うこと。また、激変緩和のため消費税の減免など税制について所要の検討を行うこと。

右決議する。